

マイナンバー制度が始まります

平成27年10月から通知が始まるマイナンバー制度についてご案内申し上げます。
テンプスタッフフォーラムでも給与、社会保険の手続きにマイナンバーを利用しますので、皆さまも手続きが必要になります。

マイナンバー制度とは

- マイナンバーは、市区町村から住民票のある全国民に通知される、一人ひとり異なる12桁の番号です。
マイナンバーは生涯にわたって使うもので、住所が変わっても原則変わりません。
- 行政機関が社会保険手続、税金手続、災害支援分野に活用します。
- マイナンバーは平成28年1月からの利用に向け、今年10月から順次通知されます。

知っク！ 皆さまのメリット



行政手続が効率UP！
行政手続の時に提出する書類が簡素化



災害時支援がスピードUP！
災害支援活動や支援金の支給が迅速化

手続きのスケジュール

平成27年
10月以降

「通知カード」が郵送で届く

住民票の住所に簡易書留で郵送されます。
現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。
通知カードの配布・受領の詳細は、居住地の自治体にてご確認ください。

平成27年
11月～12月

テンプスタッフフォーラム(派遣元・雇用元)に提出



テンプスタッフフォーラムでは平成27年11月以降順次、マイナンバーの提供をお願いする予定です。
届きました「通知カード」は紛失等に留意し、お手元に保管くださいますよう、お願いいたします。
詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。